

野田市会計年度任用職員の給与及び  
費用弁償に関する条例施行規則の一部  
を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第15号

野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則  
の一部を改正する規則

野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2  
年野田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条）

（単位 円）

職務の内容	経験年数									
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目 以降
事務員	183,300	186,400	189,600	192,700	194,300	195,900	197,400	199,000	200,600	202,100
主任事務員	205,300	208,400	211,600	214,700	217,800	221,000	222,500	224,100	225,700	227,300
保育所保育士	221,300	224,200	227,100	228,500	230,000					
保育所看護師	225,100	229,400	232,400	235,300	238,200	241,100	242,500	244,000	245,400	246,900

備考 経験年数の換算方法は、任命権者が別に定める。



事務員	時間額	1,261	1,282	1,304	1,326	1,337	1,348	1,358	1,369	1,380	1,390			
主任事務員	時間額	1,412	1,434	1,456	1,477	1,498	1,520	1,531	1,542	1,553	1,564			
介護認定調査員	時間額	1,427	1,457	1,487	1,517	1,537	1,557	1,577	1,597	1,607	1,617			
保健師	時間額	1,654	1,684	1,704	1,724	1,744	1,764	1,774	1,784	1,794	1,804			
助産師	時間額	1,654	1,684	1,704	1,724	1,744	1,764	1,774	1,784	1,794	1,804			
管理栄養士	時間額	1,654	1,684	1,704	1,724	1,744	1,764	1,774	1,784	1,794	1,804			
看護師	時間額	1,548	1,578	1,598	1,618	1,638	1,658	1,668	1,678	1,688	1,698			
保育所看護師	時間額	1,548	1,578	1,598	1,618	1,638	1,658	1,668	1,678	1,688	1,698			
歯科衛生士	時間額	1,548	1,578	1,598	1,618	1,638	1,658	1,668	1,678	1,688	1,698			

備考 経験年数の換算方法は、任命権者が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。